

いばらき労働基準

発行所 一般社団法人 茨城労働基準協会連合会
 水戸市桜川 2-2-35 茨城県産業会館内
 ☎ 029-225-8881
<http://www.roukiren-ibaraki.or.jp>
 発行人 橋本篤弘
 制作 茨城弘報(株)
 定価 一部 120円
 (会員の購読料は会費の中に含む)

JULY 2021
 VOL.636

7



スポットライト

写真提供者：水戸市 水谷 啓一 氏

●2021 7月号 CONTENTS●

同一労働同一賃金への対応について.....2
 令和3年度「業務改善助成金」のご案内.....4
 新型コロナウイルス感染症に関する
 母性健康管理措置について.....5
 令和2年度「過重労働解消キャンペーン」における
 重点監督実施結果.....6
 労働保険の電子申請.....8
 令和3年度「受動喫煙防止対策助成金」のご案内.....10
 高齢労働者の労働災害が増加しています.....11

「一般建築物石綿含有建材調査者講習」を開催します.....12
 (一社)茨城労働基準協会連合会定時会員総会開催.....13
 雇用管理研修のご案内.....13
 最低賃金の履行確保に係る監督指導の実施結果.....14
 「賃金構造基本統計調査」にご協力をお願いします.....14
 「茨城地区」免許出張特別試験は中止となりました.....15
 県内の労働災害発生状況速報.....15
 令和3年死亡災害発生状況.....15
 講習会のご案内.....16

令和3年4月1日から、パートタイム・有期雇用労働法が全面適用!

同一労働同一賃金への対応について

～正社員と非正規社員の間不合理な待遇差が禁止されています!～

同一企業内における正社員(無期雇用フルタイム労働者)と非正規社員の間不合理な待遇の差をなくし、どのような雇用形態を選択しても待遇に納得して働き続けることができるよう、パートタイム・有期雇用労働法※1や施行規則、**同一労働同一賃金ガイドライン(短時間・有期雇用労働者及び派遣労働者に対する不合理な待遇の禁止等に関する指針)**、パートタイム・有期雇用労働指針が**企業規模に関わらず令和3年4月1日より全面施行**されました。

※1 パートタイム労働者だけでなく、有期雇用労働者も法の対象に含まれることになりました。

法律の名称も、「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」から「短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律」(いわゆる「パートタイム・有期雇用労働法」)に変わりました。

不合理な待遇差の禁止

同一企業内において、正社員と非正規社員の間で、**基本給や賞与などあらゆる待遇**について不合理な待遇差を設けることは禁止されます。

裁判の際に判断基準となる「均衡待遇規定」「均等待遇規定」が法律に整備されました。

均衡待遇規定<法第8条> (不合理な待遇差の禁止)

①職務内容※2、②職務内容・配置の変更の範囲、③その他の事情の内容を考慮して不合理な待遇差を禁止するもの

均等待遇規定<法第9条> (差別的取扱いの禁止)

①職務内容※2、②職務内容・配置の変更の範囲が同じ場合は、差別的取扱いを禁止するもの

※2 職務内容とは、業務の内容+責任の程度をいいます。

- ①**均衡待遇規定**について、個々の待遇※3ごとに、当該待遇の性質・目的に照らして適切と認められる事情を考慮して判断されるべき旨を明確化。<法第8条> ※3 基本給、賞与、役職手当、食事手当、福利厚生、教育訓練など
- ②**均等待遇規定**について、新たに有期雇用労働者も対象とする。<法第9条>
- ③待遇ごとに判断することを明確化するため、**ガイドライン(指針)**を策定。<法第15条>

【改正前→改正後】 ○:規定あり △:配慮規定 ×:規定なし ◎:明確化


	パート	有期	派遣
均衡待遇規定	○ → ◎	○ → ◎	① △ → ○ + 労使協定
均等待遇規定	○ → ○	× → ○	② × → ○ + 労使協定
ガイドライン(指針)	× → ○	× → ○	③ × → ○

お役立ち情報

～個別支援(無料)～

同一労働同一賃金のための社内の仕組みや規定の整備等お困りではありませんか?
電話相談のほか、専門家派遣による個別の支援も受けられます。

【問い合わせ先】
茨城働き方改革推進支援センター
☎0120-971-728
(平日9:00～17:00)



お役立ち情報

～解説動画～

パート・有期労働ポータルサイト(<https://part-tanjikan.mhlw.go.jp/>)では、パートタイム・有期雇用労働法で求められる企業の対応について、解説動画や職務評価分析、セミナーのご案内等パートタイム・有期雇用労働に関する様々な情報を掲載しています。ぜひご活用ください。

改正後のパートタイム・有期雇用労働法で求められる企業の対応について (全編 50分40秒)

2020年4月1日施行
(※改正後のパートタイム・有期雇用労働法は、2021年4月1日)

改正後のパートタイム・有期雇用労働法で求められる企業の対応について (全編 50分40秒)

- プロローグとチャプター-1 改正法の目的と主な改正点について (5分40秒)
- チャプター-2 不合理な待遇差をなくすための規定の趣旨 (9分45秒)
- チャプター-3 不合理な待遇差をなくすための規定の趣旨 - 同一労働同一賃金ガイドラインについて (12分30秒)
- チャプター-4 賞与となる時刻 (7分45秒)
- チャプター-5 改正法に対する法的根拠を踏まえた対応について (5分15秒)
- チャプター-6 改正法に対応するための対応策について (5分15秒)
- チャプター-7 長引く労働紛争を防止するための対応策について (5分15秒)
- チャプター-8 改正法に対応するための対応策について (5分15秒)

「同一労働同一賃金ガイドライン」の概要

(短時間・有期雇用労働者及び派遣労働者に対する不合理な待遇の禁止等に関する指針)

このガイドライン(指針)は、正社員(無期雇用フルタイム労働者)と非正規社員(パートタイム労働者・有期雇用労働者・派遣労働者)との間で、待遇差が存在する場合に、いかなる待遇差が不合理なものであり、いかなる待遇差が不合理なものでないのか、原則となる考え方及び具体例を示したものです。原則となる考え方が示されていない待遇や具体例に該当しない場合については、各社の労使で個別具体的な事情に応じて議論していくことが望まれます。

給与明細書

基本給	円
役職手当	円
通勤手当	円
賞与	円
時間外手当	円
深夜出勤手当	円
休日出勤手当	円
家族手当	円
住宅手当	円

基本給

労働者の「①能力又は経験に応じて」、「②業績又は成果に応じて」、「③勤続年数に応じて」支給する場合は、①、②、③に応じた部分について、同一であれば同一の支給を求め、一定の違いがあった場合には、その相違に応じた支給を求めています。

正社員とパートタイム労働者・有期雇用労働者の賃金の決定基準・ルールに違いがあるときは、「将来の役割期待が異なるため」という主観的・抽象的説明では足りず、賃金の決定基準・ルールの違いについて、職務内容、職務内容・配置の変更範囲、その他の事情の客観的・具体的な実態に照らして不合理なものであってはならないとしています。

役職手当等

労働者の役職の内容に対して支給するものについては、正社員と同一の役職に就くパートタイム労働者・有期雇用労働者には、同一の支給をしなければなりません。

また、役職の内容に一定の違いがある場合においては、その相違に応じた支給をしなければなりません。

- ※同様の手当…特殊作業手当(同一の危険度又は作業環境の場合)
- 特殊勤務手当(同一の勤務形態の場合)
- 精皆勤手当(同一の業務内容の場合) 等

通勤手当等

パートタイム労働者・有期雇用労働者には正社員と同一の支給をしなければなりません。

- ※同様の手当…単身赴任手当(同一の支給要件を満たす場合) 等

賞与

会社の業績等への労働者の貢献に応じて支給するものについては、正社員と同一の貢献であるパートタイム労働者・有期雇用労働者には、貢献に応じた部分につき、同一の支給をしなければならない。また、貢献に一定の違いがある場合においては、その相違に応じた支給をしなければなりません。

家族手当・住宅手当等

家族手当・住宅手当等はガイドラインには示されていませんが、均衡・均等待遇の対象となっており、各社の労使で個別具体的な事情に応じて議論していくことが望まれます。

時間外手当等

正社員と同一の時間外、休日、深夜労働を行ったパートタイム労働者・有期雇用労働者には、同一の割増率等で支給をしなければなりません。

※待遇差が不合理か否かは、最終的に司法において判断されることにご留意ください。

▶パートタイム・有期雇用労働法 についてのお問い合わせは、茨城労働局 雇用環境・均等室へ
水戸市宮町1-8-31 (☎ 029-277-8295)

▶パートタイム・有期雇用労働法への対応に向けた取組手順書や業種別マニュアルなど、

取組の参考となる情報は、厚生労働省ホームページへ <https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000144972.html>



令和3年度 業務改善助成金のご案内

『業務改善助成金』は生産性を向上させ、「事業場内で最も低い賃金(事業場内最低賃金)の引上げを図る中小企業・小規模事業者を支援する助成金です。

助成金の概要

事業場内最低賃金を一定額以上引上げ、設備投資(機械設備、コンサルティング導入や人材育成・教育訓練)などを行った場合に、その費用の一部を助成します。

※申請期限：令和4年1月31日

コース区分	引上げ額	引き上げる労働者数	助成上限額	助成対象事業場	助成率
20円コース	20円以上	1人	20万円	以下の2つの要件を満たす事業場 ・事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内 ・事業場規模100人以下	【事業場内最低賃金 900円未満】 4/5 生産性要件を満たした場合は 9/10 (※1)
		2~3人	30万円		
		4~6人	50万円		
		7人以上	70万円		
30円コース	30円以上	1人	30万円		
		2~3人	50万円		
		4~6人	70万円		
		7人以上	100万円		
60円コース	60円以上	1人	60万円		
		2~3人	90万円		
		4~6人	150万円		
		7人以上	230万円		
90円コース	90円以上	1人	90万円		
		2~3人	150万円		
		4~6人	270万円		
		7人以上	450万円		

(※1)ここでいう「生産性」とは、企業の決算書類から算出した、労働者1人当たりの付加価値をいいます。助成金の支給申請時の直近の決算書類に基づく生産性をその3年度前の生産性と比較し、伸び率が一定水準を超えている場合に、加算して支給されます。

ご留意頂きたい事項

- ◆過年度に業務改善助成金を受給したことのある事業場であっても助成対象となります。
- ◆「人材育成・教育訓練費」「経営コンサルティング経費」も設備投資などに含まれるため助成対象となります。

お問い合わせ先

- ◆全国47都道府県に設置している「働き方改革推進支援センター」に、お気軽にお問い合わせください。
- ◆「働き方改革推進支援センター」の所在地及び電話番号は、インターネットでご確認ください。



ここに記載されている事項以外にも詳細な要件が定められています。

申請状況により予算額が不足することが見込まれる場合等は、予算の範囲内で支給します。

詳細や支給申請については、茨城労働局雇用環境・均等室(029-277-8294)へお問い合わせください。

働く妊婦・事業主のみなさまへ

新型コロナウイルス感染症に関する 母性健康管理措置について



新型コロナウイルス感染症の感染が拡大する中、働く妊婦の方は、職場の作業内容等によって、新型コロナウイルス感染症への感染について不安やストレスを抱える場合があります。

こうした方の母性健康管理を適切に図ることができるよう、男女雇用機会均等法に基づく母性健康管理上の措置として、新型コロナウイルス感染症に関する措置を新たに規定しました。

▶▶ 母性健康管理措置とは

- 男女雇用機会均等法により、妊娠中・出産後1年以内の女性労働者が保健指導・健康診査の際に主治医や助産師から指導を受け、事業主に申し出た場合、その指導事項を守ることができるようにするために必要な措置を講じることが事業主に義務付けられています。

▶▶ 新型コロナウイルス感染症に関する措置について

- 妊娠中の女性労働者が、保健指導・健康診査を受けた結果、その作業等における新型コロナウイルス感染症への感染のおそれに関する心理的なストレスが母体又は胎児の健康保持に影響があるとして、主治医や助産師から指導を受け、それを事業主に申し出た場合、事業主は、この指導に基づいて必要な措置を講じなければなりません。
- 本措置の対象期間は、**令和2年5月7日～令和4年1月31日**(※)です。

(※) 新型インフルエンザ等対策特別措置法において新型コロナウイルス感染症を適用対象とする暫定措置の期限を踏まえて設定

指導の例

感染のおそれが低い作業への転換又は出勤の制限(在宅勤務・休業)

主治医等から指導があった場合、指導事項を的確に伝えるため

母健連絡カード(母性健康管理指導事項連絡カード)を書いてもらい、事業主に提出しましょう。

事業主は母健連絡カードに記載された主治医等の指導に基づき、適切な措置を講じなければなりません。

母性健康管理措置には、他にも、以下のような措置があります。

- 妊娠中の通勤緩和
- 妊娠中の休憩に関する措置
- 妊娠中又は出産後の症状等に関する措置(作業の制限、勤務時間の短縮、休業等)

このほか、妊娠中の女性労働者は、時間外、休日労働、深夜業の制限等について、主治医等からの指導がなくても請求できます(労働基準法)。

働く女性の妊娠・出産をサポートするサイト
「女性にやさしい職場づくりナビ」

<https://www.bosei-navi.mhlw.go.jp/>



職場における妊娠中の女性労働者等への
配慮について

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_11067.html



<問い合わせ先> 茨城労働局 雇用環境・均等室
〒310-8511 水戸市宮町1-8-31 / TEL 029-277-8295

令和2年度 「過重労働解消キャンペーン」における重点監督実施結果

茨城労働局労働基準部監督課

茨城労働局では、昨年11月の「過重労働解消キャンペーン」期間中に実施した重点監督の結果を取りまとめました。今回の重点監督は、長時間の過重労働による過労死等に関する労災請求のあった事業場や若者の「使い捨て」が疑われる事業場などを含め、県内8つの労働基準監督署において、集中的に実施したものです。その結果、違法な時間外労働等の労働基準関係法令違反が認められたため、是正に向けた指導を行いました。

茨城労働局と労働基準監督署では、今後も、長時間労働の是正に向けた取組を積極的に行っていくこととしています。

1 法違反の状況（是正勧告書を交付）

県内全体で106事業場に対して監督指導を実施し、このうち83事業場（78.3%）で労働基準関係法令違反が認められました。主な法違反としては、違法な時間外労働があったものが31事業場、賃金不払残業があったものが6事業場、過重労働による健康障害防止措置が未実施のものが20事業場でした。

合計	重点監督 実施事業場数 (注1)	労働基準関係 法令違反があった 事業場数	主な違反事項別事業場数			
			労働時間(注2)	賃金不払残業(注3)	健康障害防止措置(注4)	
合計	106	83(78.3%)	31(29.2%)	6(5.7%)	20(18.9%)	
主な 業種	製造業	35	28(80.0%)	8	2	7
	建設業	11	10(90.9%)	6	0	1
	運輸交通業	11	9(81.8%)	4	0	1
	商業	14	10(71.4%)	4	0	4
	接客娯楽業	5	5(100%)	1	0	2
	その他の事業(注5)	12	10(83.3%)	4	1	0

(注1) 主な業種のみを計上しているので合計とは一致しません。

(注2) 36協定がない、又は、36協定の限度を超えた違法な時間外労働があった件数です。

(注3) 賃金不払残業を計上したもので、単なる計算誤りは含んでいません。

(注4) 衛生委員会を設置していない、健康診断を行っていない、1か月80時間超の時間外・休日労働を行った労働者から申し出があったにもかかわらず医師による面接指導を実施していない、適切な方法により労働時間を把握していないといった労働安全衛生法違反の件数を計上したものです。

(注5) 「その他の事業」とは、派遣業、警備業、情報処理サービス業等をいいます。

2 主な健康障害防止に係る指導状況（指導票を交付）

監督指導を実施した事業場のうち53事業場に対し、長時間労働を行った労働者に対する医師による面接指導を行う等の過重労働による健康障害防止措置を講じるよう指導しました。

指導事業場数	指導事項（複数の場合はそれぞれに計上）(注1)					
	面接指導等の 実施(注2)	長時間労働による 健康障害防止対策 に関する調査審議 の実施(注3)	月45時間以内 への削減(注4)	月80時間以内 への削減	面接指導等が 実施できる仕組み の整備等(注5)	ストレスチェック 制度を含むメンタル ヘルス対策に関する 調査審議の実施
53	7	8	30	22	3	2

(注1) 「月45時間以内への削減」と「月80時間以内への削減」は重複計上はしていません。

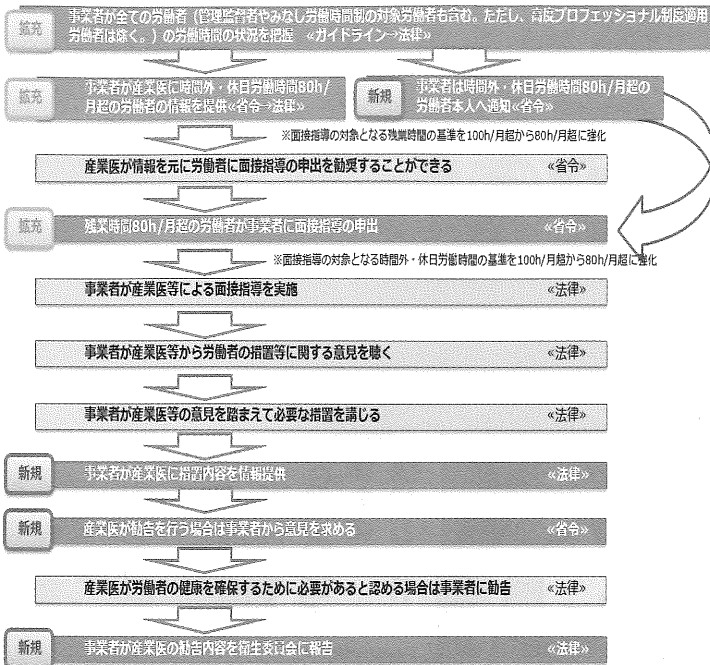
(注2) 1か月80時間を超える時間外・休日労働を行っている労働者への面接指導等の実施を指導した事業場数を計上したものです。

(注3) 長時間労働による健康障害の防止を図るための対策の樹立に関し、衛生委員会で調査審議すること、あるいは衛生委員会の設置の義務がない場合には機会を設けて関係労働者から意見聴取すること等を指導した事業場数を計上したものです。

(注4) 時間外・休日労働時間について、1か月当たり45時間以内への削減と、そのための具体的方策の検討を行うことを指導した事業場数を計上したものです。

(注5) 医師による面接指導の実施に当たって、労働者の申出が適切になされるようにするための仕組み等を予め定めておくことを指導した事業場数を計上したものです。

(参考)長時間労働者に対する面接指導等について



1 産業医の活動環境の整備

産業医の独立性・中立性の強化
 (1) 産業医について、専門的知識に基づいて誠実にその職務を行う責務を定める。
 長時間労働者等の健康確保対策の強化
 (2) 事業者は、衛生委員会に対し、産業医が行った労働者の健康管理等に関する報告の内容等を報告しなければならないこととする。（産業医の選任義務のある労働者数50人以上の事業場）
 (3) 事業者は、労働者が安心して産業医等による健康相談を受けられるようにするために必要な体制整備等を講ずるよう努めなければならないこととする。（産業医の選任義務のある労働者数50人以上の事業場）

産業医の業務内容等の周知
 (4) 事業者は、産業医の業務内容等を労働者に周知しなければならないこととする。（産業医等を選任している事業場）

2 労働者の健康管理等に必要情報の産業医への提供等

労働者の健康管理等に必要情報の産業医への提供
 (1) 事業者は、産業医に対し産業医健康業務を適切に行うために必要な情報を提供しなければならないこととする。（産業医の選任義務のある労働者数50人以上の事業場）

労働者の健康情報の適正な取扱いの確保
 (2) 事業者は、本人同意その他正当な事由がある場合を除き労働者の健康確保に必要な範囲内で労働者の健康情報を取り扱わなければならない。また、健康情報を適正に管理するための措置を講じなければならないこととする。（全ての事業場）

※ じん肺法も同様の改正

●産業医とは：事業場において、労働者の健康を保持するための措置、作業環境の維持管理、作業の管理、健康管理等を行う医師。常時使用する労働者が50人以上の事業場において選任義務がある。

●衛生委員会とは：労働者の衛生に係る事項を調査審議するための会議体。構成員は使用者、労働者、産業医等。常時使用する労働者が50人以上の事業場において設置義務がある。

※ 高齢労働者の増加に伴う産業保健機能の強化についても、労働災害防止計画に基づき、不測の見直し・取組を進めていく。

3 労働時間の適正な把握に関する指導状況（指導票を交付）

過重労働の防止、賃金不払残業の防止のためには、労働時間が適正に把握・管理されなければなりません。監督指導を実施した事業場のうち、20事業場に不適切な点が認められたため、厚生労働省で定める「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」に適合するよう指導しました。

指導事業場数		20	
指導事項	始業・終業時刻の確認・記録（ガイドライン4(1)）	9	
	自己申告制による場合	自己申告制の説明（ガイドライン4(3)ア・イ）	0
		実態調査の実施（ガイドライン4(3)ウ・エ）	13
	適正な申告の阻害要因の排除（ガイドライン4(3)オ）	0	
労働時間を管理する者の職務（ガイドライン4(6)）	0		
労使協議組織の活用（ガイドライン4(7)）	0		

左表に記載のある（ガイドライン4(1)）等はガイドライン中の該当する項目の番号となります。本ガイドラインの詳細は、最寄りの監督署にお尋ねいただくか、厚生労働省のホームページよりご確認くださいませ。

労働時間 適正な把握 検索

（事業主のみさまへ）

労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン

平成20年1月20日、労働時間の適正な把握のための使用者向けの新たなガイドラインを策定しました。

4 監督指導により把握した実態

(1) 時間外・休日労働時間が最長の者の実績

監督指導を実施した結果、違法な時間外労働があった31事業場について、時間外・休日労働が最長の者を確認したところ、12事業場で1か月80時間を超え、このうち10事業場で1か月100時間を超え、うち1事業場で1か月200時間を超える状況にありました。

違反事業場数	31
80時間以下	19
80時間超	12
100時間超	10
150時間超	1
200時間超	1

(2) 労働時間の管理方法

監督指導を実施した事業場における労働時間の管理方法は、4事業場で使用者が自ら現認して確認、39事業場でタイムカードを基礎に確認、28事業場でICカード、IDカードを基礎に確認、24事業場で自己申告制により確認して、始業・終業時刻等を記録するというものでした。

原則的な方法（注）	使用者が自ら現認	4
	タイムカードを基礎	39
	ICカード、IDカードを基礎	28
	PCの使用時間の記録を基礎	12
自己申告制		24

（注）同一事業場で部署等によって異なる管理方法を採用している場合には、それぞれに計上しました。

この時代、電子申請は、
新しい働き方のひとつですよ。



これからを働くための、デジタル新戦略。

労働保険の電子申請

作戦1

簡単・スピーディに申請できるんじや。
大量の申請書類への記入は大変ですよ。そんな時、電子申請ならスピーディ。前年度の情報を取り込み、入力チェック機能や自動計算機能で、記入漏れや記入ミスを防げます。

作戦2

いつでもどこでも手続きができますよ。
労働局や労働基準監督署などの窓口に向く必要はありません。窓口での待ち時間がなく、自宅やオフィスにいながら申請や届出ができます。しかも、24時間365日、いつでも手続が可能です。

作戦3

ムダな時間、コストを削減できるぞ。
申請・届出用紙の入手は不要。移動費などのコストが削減できます。さらにGビズIDやマイナンバーカードを使うと電子証明書の取得費用もかかりません。

労働保険の納付は口座振替・電子納付が便利です。
詳しくは [労働保険の電子申請](#) 検索



新しい時代を乗り越える 新しい作戦、「GビズID」。



さらに便利に。
1つのID・パスワードでさまざまな行政サービスにログインできるんじゃ。

労働保険関係手続(一部手続は除く)について、GビズIDを利用して手続することができます。またGビズIDは、各種補助金や社会保険、雇用保険など、会社で必要になるさまざまな申請に対応。会社や本人を証明する書類の提出が必要なく、スムーズに申請できます。労働保険関係手続では、「GビズIDプライム」と「GビズIDメンバー」のアカウントが使用可能です。

GビズIDに対応している手続については、

https://www.mhiw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/hoken/denshi-shinsei.html

GビズIDプライム

登録申請書に加え、印鑑(登録)証明書や登録印が必要。アカウントの作成までに、原則として2週間かかります。当然申請もアカウントができてからになりますので、余裕をもって作成しましょう。

GビズIDメンバー

組織に所属する従業員用のアカウント。GビズIDプライムを取得した法人代表者・個人事業主本人が自身のマイページで作成できます。^{※1}また、事業主の代理人(総務部長等)^{※2}又は支店長等が事業主として届出等がされている場合に使用できます。
※1 法人の場合は同じ法人番号の組織に属する方のみ、作成可能。
※2 代理人により申請する場合は代理人選任届の提出が必要。

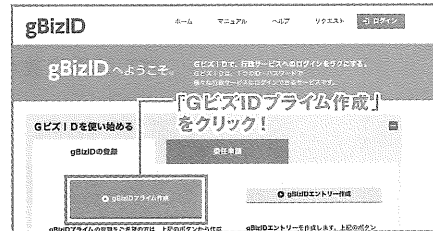
さあ、「GビズIDプライム」を作成して、労働保険の電子申請をはじめよう。

アカウント作成に必要なもの。

- スマートフォン・携帯電話
ワンタイムパスワードをSMSで受信します。
- 印鑑(登録)証明書と登録印
法人…印鑑証明書、登録印
個人事業主…印鑑登録証明書、登録印
申請書に押し、印鑑(登録)証明書と共にGビズID運用センターに送付します。
※印鑑(登録)証明書は、発行日より3ヶ月以内の原本。



用意ができたなら「GビズID」のTOPページへ。



詳しくは、<https://gbiz-id.go.jp/top/index.html>



「労働保険の電子申請特設サイト」から、e-Govにアクセスしよう。

さあ、電子申請の事前準備をはじめよう。



- チェック1 電子証明書を用意します。
(GビズIDアカウントを使用する場合は電子証明書の用意は不要となります。)
- チェック2 アカウントの準備を行います。
- チェック3 ブラウザの設定を確認します。
- チェック4 アプリケーションをインストールします。

- 市販の電子申請用ソフト(API対応ソフト)を利用すれば、さらにメリットがあります。
 - ・労働者の情報をソフト内に入力し保存できます。
 - ・当該データを基にワンクリックで様式が自動作成され、あとはそれを送信するだけです。ぜひ、ご利用をご検討ください。

e-Gov電子申請 <https://shinsei.e-gov.go.jp/>

職場での受動喫煙防止対策に取り組む中小企業事業主の皆さまへ

[茨城局版]

令和3年度「受動喫煙防止対策助成金」のご案内

既存特定飲食提供施設が設置する「喫煙専用室」 「指定たばこ専用喫煙室」に対し助成します（支給上限8100万円）

【助成要件】

- ①労働者災害補償保険の適用事業者であること。
- ②下表の労働者数・資本金等の両方またはどちらかの一方の条件を満たす中小企業（第二種施設を営む者に限る）事業者であること。
- ③対象となる事業場が健康増進法附則第2条第2項で定める既存特定飲食提供施設であること。

業 種		常時雇用する労働者数※1 (企業全体)	資本金または 出資の総額※1
小売業	小売業、飲食店、配達飲食サービス業	50人以下	5,000万円以下
サービス業	物品賃貸業、宿泊業、娯楽業、医療・福祉、複合サービス(例:協同組合)など	100人以下	5,000万円以下
卸売業	卸売業	100人以下	1億円以下
その他の業種	農業、林業、漁業、建設業、製造業、運輸業、金融業、保険業など	300人以下	3億円以下

※1 労働者数か資本金等のどちらか一方の条件を満たせば、中小企業事業主となります。

【助成の対象】 令和3年度から、『既存特定飲食施設』の 「屋内」に設置する喫煙室のみになりました。

施設の種類の	助成対象			助成率	上限額
	喫煙専用室	指定たばこ専用喫煙室	屋外喫煙室(閉鎖系)		
第一種施設 学校、病院、診療所、児童福祉施設、介護老人施設、行政機関等	×	×	×	—	—
第二種施設 第一種施設及び喫煙目的施設以外の施設(事務所、工場、商店、ホテル・旅館(客室を除く)、飲食店等)	×	×	×	—	—
既存特定飲食提供施設 以下の3要件を同時に満たす飲食店、喫茶店等 ①令和2年4月1日時点で営業していること(現存する) ②個人または資本金5,000万円以下の企業が経営(一の大規模会社が発行済株式の1/2を有する場合を除く) ③客席面積 100㎡以下	○	○	×	2/3 (主たる業種の産業分類が飲食店以外は1/2)	100万円

- 交付申請は、令和4年1月31日まで、事業の完了は年度内(令和4年3月31日)までになります。
- 交付は事業場単位であり、1事業場につき1回です。この助成金を過去に交付された事業場は申請することができません。

【問合せ先】 茨城労働局 労働基準部健康安全課 (受動喫煙防止対策助成金担当)

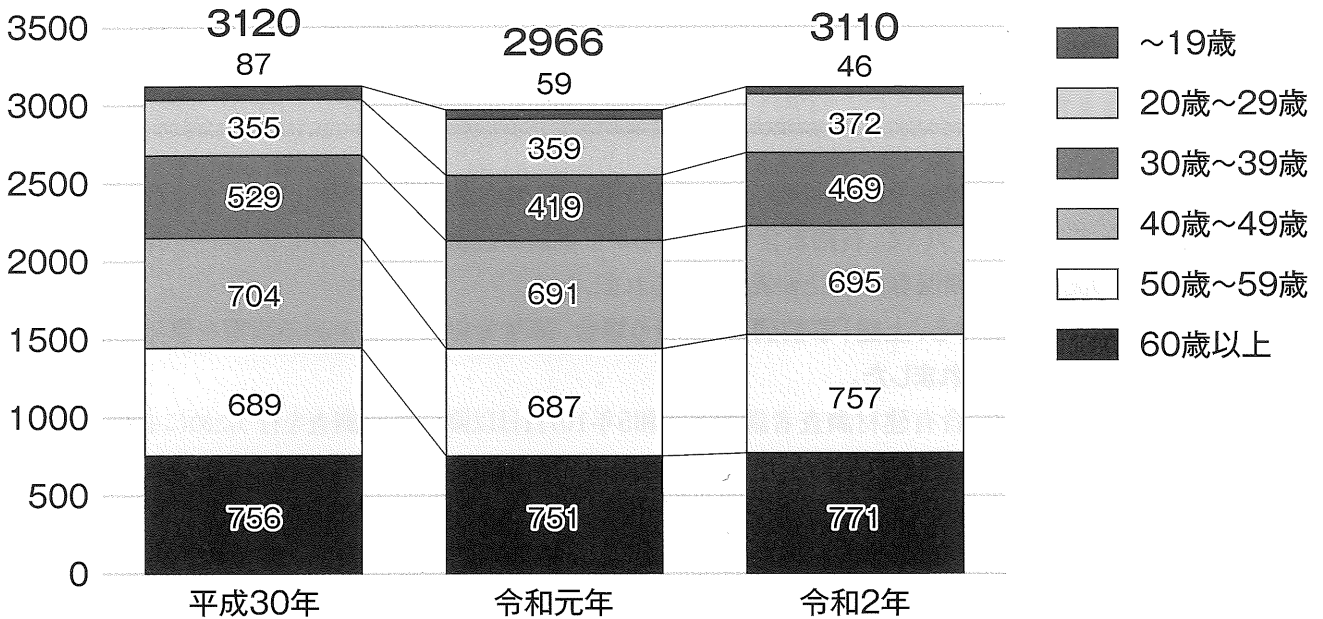
〒310-8511 茨城県水戸市宮町1丁目8番31号 TEL 029-224-6215

「受動喫煙防止対策助成金 職場の受動喫煙防止対策に関する各種支援事業(財政的支援)」

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000049868.html>

高年齢労働者の労働災害が増加しています

年齢別労働災害発生状況



令和2年に発生した労働災害3,110件のうち40歳以上の労働者が占める割合は70%を超えています。また、年齢層が高くなるにつれ労働災害発生件数も増加しています。

事業者求められる事項

事業者は、以下の1~5について、高年齢労働者の就労状況や業務の内容等の実情に応じ、国や関係団体等による支援も活用して、実施可能な労働災害防止対策に積極的に取り組むように努めてください。

1 安全衛生管理体制の確立

- ア 経営トップによる方針表明と体制整備
- イ 危険源の特定等のリスクアセスメントの実施

2 職場環境の改善

- ア 身体機能の低下を補う設備・装置の導入
- イ 高年齢労働者の特性を考慮した作業管理

3 高年齢労働者の健康や体力の状況の把握

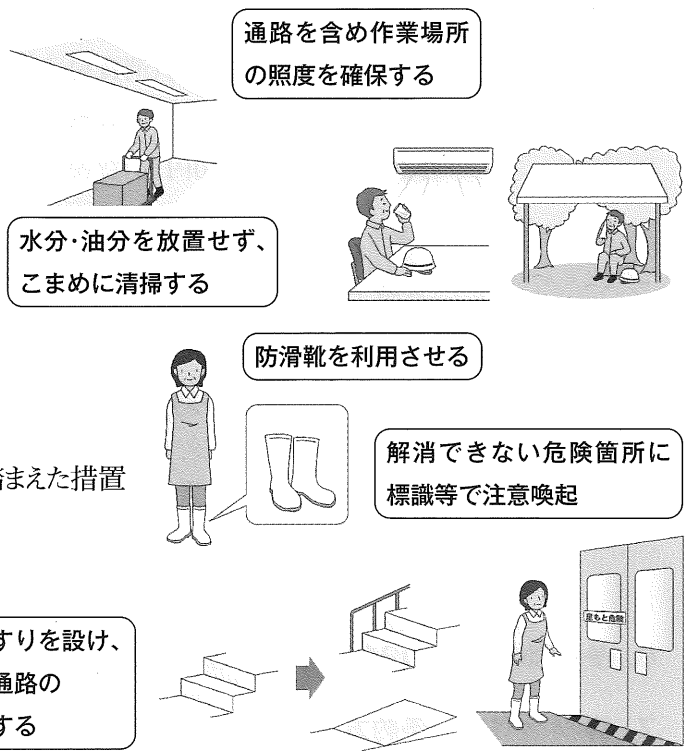
- ア 健康状況の把握
- イ 体力の状況の把握

4 高年齢労働者の健康や体力の状況に応じた対応

- ア 個々の高年齢労働者の健康や体力の状況を踏まえた措置
- イ 高年齢労働者の状況に応じた業務の提供
- ウ 心身両面にわたる健康保持増進措置

5 安全衛生教育

- ア 高年齢労働者に対する教育
- イ 管理監督者等に対する教育



建築物の解体・改修工事を行う皆様へ

「一般建築物石綿含有建材調査者講習」 を開催します。

一般社団法人茨城労働基準協会連合会

令和2年7月1日の改正石綿障害予防規則等により、令和3年4月1日から建築物の解体・改修工事を行う場合には、工事対象となる全ての部材について、石綿が含まれているかを事前に設計図書などの文書と目視で調査し(事前調査)、調査結果の記録を3年間保存することが義務付けられました。

さらに、令和5年10月1日から、上記「事前調査」を行う場合、厚生労働大臣が定める講習を修了した者等に行わせなければならないとされました。

今回開催する、建築物石綿含有建材調査者講習は令和5年10月1日以降に事前調査を行うために必要な資格を付与するための講習会です。講習会は、都道府県労働局長の登録を受けた団体等が実施することとされていますが、茨城労働基準協会連合会は令和3年3月に茨城労働局長の登録をいただきました(登録番号1号)。

つきましては、以下の日程により、令和3年度第1回建築物石綿含有建材調査者講習を開催いたします。建築物石綿含有建材調査者講習は「一般」「一戸建て」「特定」の3種がありますが、今回開催するのは「一般」です。(なお、新型コロナウイルス感染症の拡大状況により、急遽中止となる場合があります。)

1. 開催日時：1日目 令和3年8月26日(木) 午前9時20分～
2日目 令和3年8月27日(金) 午前9時30分～

2. 開催場所：茨城県産業会館 1階大会議室・研修室

3. 受講料等：受講料 44,000円(消費税込み)
テキスト代 5,280円(消費税込み)
合計 49,280円(消費税込み)

4. 募集定員：40名(予定)

(受講申込が多数になることが予想されます。必要に応じて同時中継による別室会場を用意する予定です。同時中継の詳細はホームページをご参照下さい。)

5. 申込方法：ホームページで「予約」を受け付けています。(電話予約は承っておりませんのでご了承下さい。)

(予約の先着順で受講定員内の皆様には後日受講申込書等をメール送信いたします。受講申込書等は郵送で返送していただきます。定員を超える皆様には「キャンセル待ち」又は上記の「同時中継」のご案内を差し上げます。)

6. 受付開始日：2021年7月5日(月)午前9時から「予約」受付を開始しました。

7. 詳細：「予約方法」・募集要項等は、ホームページをご参照下さい。

(一社)茨城労働基準協会連合会 定時会員総会開催



(一社)茨城労働基準協会連合会は、令和3年5月21日(金)水戸市の水戸京成ホテルにおいて令和3年度定時会員総会を開催いたしました。

当日は、ご来賓として茨城労働局下角局長様、田中労働基準部長様、岡崎監督課長様、土田健康安全課長様をお迎えし、令和2年度の事業報告・収支決算報告、及び役員を選任について提案審議され、何れも原案どおり承認決定されました。

なお、役員を選任については、理事に竹原 淳氏(株)日立製作所ビルシステムビジネスユニット 安全衛生環境推進本部 主任技師)、監事に野村 剛氏(株)日立ハイテク 那珂総務部長)が選任されました。

受講料無料

雇用管理研修のご案内

～建設業向け 基礎講習～

労働者の募集、雇い入れ、配置から退職にいたるまでの、雇用管理に必要な知識を習得することを目的とした講習です。どなたでも無料で参加できます。

〈講習内容〉

建設業の現状と課題、労働保険と社会保険、雇用管理責任者の責務、雇用契約・賃金・就業規則、労働条件・労働時間、雇用管理体制など

〈開催日・会場〉

- 第1回 令和3年8月31日(火) 9:00～16:30 定員40名
水戸会場 (一社)茨城労働基準協会連合会 中央安全衛生教育センター
水戸市渋井町堺橋263-1
- 第2回 令和3年10月26日(火) 9:00～16:30 定員40名
鹿嶋会場 鹿嶋勤労文化会館
鹿嶋市宮中325-1

〈お問合せ先〉

株式会社労働調査会 雇用管理研修事業部 TEL 03-3915-7221

最低賃金の履行確保に係る 監督指導の実施結果

茨城労働局では、茨城県最低賃金(令和2年10月1日から時間額851円)の履行確保を図るため、毎年1月から3月にかけて、県内8か所の労働基準監督署において集中的に監督指導を実施しています。なお本年については新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から実地調査のほか、通信による書面調査も行っています。

実地調査については対象のうち3月末までに42事業場に対して実施しました。

1 業種別監督指導結果

業種	対象事業場数	違反事業場数
製造業	15	4
印刷業	3	0
宿泊業, 飲食サービス業	3	0
卸売業, 小売業	12	0
その他	9	0
合計	42	4

2 最低賃金未満の労働者の状況(人)

①監督対象事業場労働者数	249
①のうち女性	170
②最低賃金未満労働者数	15
②のうち女性	14
②のうち非正規労働者	14

3 最低賃金以上を支払っていなかった理由

売上減、コスト増により最賃額を支払えなかった	0
最低賃金制度は知っているが額を知らなかった	5
最低賃金額を知っていたが賃金を改定しなかった	5
労働者から最賃未満でもよいと申出があった	0
労働能力の低い者に適用ないと思った	0
パート・アルバイト・家族従業員には適用がないと思った	0
賃金を時間給に換算して比較していなかった	0
その他	3

茨城労働局労働基準部賃金室 TEL 029-224-6216

「賃金構造基本統計調査」に ご協力をお願いします

厚生労働省では、毎年7月に「賃金構造基本統計調査」を実施しています。

この調査は、統計法に基づき実施されるもので、国の重要な統計の一つとして「基幹統計」に指定されています。労働者の賃金等の実態を産業、地域、企業規模、性、学歴、役職、職種別に統計的に集計し、この結果は民間企業の賃金決定のための資料をはじめ、多くの公的な金額等の指標として活用される大変重要なものです。

調査対象事業所は無作為に抽出され、令和3年は

県内1,575の事業所が選定されています。

調査対象事業所へは7月1日に調査票を配布しておりますので、調査対象となりました事業所の皆様には、ご多忙中のところ恐縮ですが、この調査の趣旨、重要性をご理解いただき、調査にご協力くださいますようお願い申し上げます。

茨城労働局労働基準部賃金室
TEL 029-224-6216

「茨城地区」免許出張特別試験は中止となりました

令和3年9月に予定されていた労働安全衛生法に係わる今年度各種免許の「出張試験」は、新型コロナウイルスの影響により中止が決定されました。

関東安全衛生技術センターで定期的に行われている免許試験は継続されておりますので、受験ご希望の方は以下にお問い合わせください。

免許試験のお問い合わせ

関東安全衛生技術センター 〒290-0011 千葉県市原市能満2089 電話 0436-75-1141

県内の労働災害発生状況速報 (令和3年5月末現在)

業種別		令和3年		前年同期	
計		(10)	1,177	(6)	944
製造業		(2)	288	(0)	251
鉱業		(0)	1	(0)	5
建設業		(4)	119	(2)	120
内 訳	土木	(1)	38	(2)	27
	建築	(3)	65	(0)	53
	その他	(0)	16	(0)	40
運輸交通業		(0)	130	(1)	130
貨物取扱業		(0)	16	(0)	16
農林業		(0)	14	(1)	17
畜産水産業		(1)	45	(0)	41
商業		(0)	164	(0)	132
その他		(3)	400	(2)	232

(注) ()内は、死亡者で内数

令和3年死亡災害発生状況

5月発生分

発生月 時間帯	職 年 種 年 種 齢 数	事業の種類	事故の型	災害の概要
			起 因 物	
5月 13～14時	管理者 60歳代 3年	その他の事業 ーその他	墜落・転落	倉庫の屋根上に設置されたソーラーパネルを清掃中、事務所の屋根から倉庫の屋根に移動しようとしたところ、約7メートル下のコンクリート床に墜落した。
			屋根・はり・もや けた・合掌	
5月 8～9時	作業員 60歳代 20年	ゴルフ場	墜落・転落	ゴルフコースの芝刈り作業中、コース内の池(深さ80cm)に芝刈機ごと転落し、水没している状態で発見された。
			その他の 一般動力機械	

講習会のご案内(令和3年7月中旬~8月)

講習の種類		
開催日	開催場所	申込先
技能講習		
有機溶剤作業主任者		
7/15~16	日立商工会議所会館 (日立市)	日立協会
7/20~21	鹿嶋勤労文化会館 (鹿嶋市)	鹿島協会
7/29~30	中央安全衛生教育センター(水戸市)	連合会
8/25~26	平成館 (古河市)	古河協会
8/26~27	(一社)龍ヶ崎労働基準協会(龍ヶ崎市)	龍ヶ崎協会
玉掛け		
8/19~20・21	ポリテクセンター茨城(常総市)	常総協会
8/27~28・29	平成館(古河市)	古河協会
フォークリフト運転(学科)		
8/2	(一社)龍ヶ崎労働基準協会(龍ヶ崎市)	龍ヶ崎協会
8/3	ワークヒル土浦(土浦市)	土浦協会
8/6	ポリテクセンター茨城(常総市)	常総協会
8/18	鹿嶋勤労文化会館(鹿嶋市)	鹿島協会
8/21	平成館(古河市)	古河協会
床上操作式クレーン運転		
7/15~16・17	常陸太田市商工会館(常陸太田市)	太田協会
8/26~27・29	鹿嶋勤労文化会館(鹿嶋市)	鹿島協会
小型移動式クレーン運転		
7/29~30・31	常陸太田市商工会館(常陸太田市)	太田協会
石綿作業主任者		
8/19~20	中央安全衛生教育センター(水戸市)	連合会
特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者		
7/29~30	日立ビックセンターマーブル会議室(日立市)	日立協会
8/3~4	茨城県トラック総合会館(水戸市)	連合会
8/19~20	鹿嶋勤労文化会館(鹿嶋市)	鹿島協会
8/25~26	常陸太田市商工会館(常陸太田市)	太田協会
特別教育・その他の講習		
研削と石の取替え等の業務(自由研削)		
8/31	常陸太田市商工会館(常陸太田市)	太田協会
研削と石の取替え等の業務(機械研削)		
8/31	ポリテクセンター茨城(常総市)	常総・龍ヶ崎協会
アーク溶接等の業務		
7/29~30	(一社)龍ヶ崎労働基準協会(龍ヶ崎市)	龍ヶ崎・常総協会
クレーン運転の業務(5トン未満)		
8/3~4	常陸太田市商工会館(常陸太田市)	太田協会
産業用ロボットの教示・検査等の業務		
8/21~22	平成館(古河市)	古河協会
特定粉じん作業		
8/4	ワークヒル土浦(土浦市)	土浦・常総・龍ヶ崎協会
8/30	中央安全衛生教育センター(水戸市)	水戸協会
職長能力向上教育(製造業)		
8/23	中央安全衛生教育センター(水戸市)	水戸協会

職長教育		
8/3~4	中央安全衛生教育センター(水戸市)	水戸協会
8/3~4	茨城県トラック協会県西地区研修会館(筑西市)	筑西協会
8/24~25	鹿嶋勤労文化会館(鹿嶋市)	鹿島協会
8/26~27	ワークヒル土浦(土浦市)	土浦協会
職長・安全衛生責任者教育		
7/26~27	ポリテクセンター茨城(常総市)	常総協会
7/27~28	日立ビックセンターマーブル会議室(日立市)	日立協会
安全衛生推進者講習		
7/20~21	茨城県トラック協会県西地区研修会館(筑西市)	筑西協会
7/27~28	中央安全衛生教育センター(水戸市)	水戸協会
8/16~17	ポリテクセンター茨城(常総市)	常総・龍ヶ崎協会
8/25~26	日立商工会議所会館(日立市)	日立協会
安全管理者選任時研修		
7/15~16	ポリテクセンター茨城(常総市)	常総・龍ヶ崎協会
8/5~6	中央安全衛生教育センター(水戸市)	連合会
保護具着用管理者研修		
8/27	中央安全衛生教育センター(水戸市)	連合会
KYTトレーナー研修会		
7/29~30	ワークヒル土浦(土浦市)	連合会
雇用管理研修(建設業)基礎講座		
8/31	中央安全衛生教育センター(水戸市)	連合会
建築物石綿含有建材調査者講習会		
8/26~27	茨城県産業会館(水戸市)	連合会
フルハーネス型墜落制止用器具特別教育		
8/18	中央安全衛生教育センター(水戸市)	連合会
免許試験受験準備講習会(第一種衛生管理者)		
7/15~17	中央安全衛生教育センター(水戸市)	連合会
免許試験受験準備講習会(第一種衛生管理者)直前講習会(模擬試験)		
8/2	中央安全衛生教育センター(水戸市)	連合会

◎新型コロナウイルス感染症対策などにより予定が変わる場合がありますので、ご理解ご協力をお願いいたします。
詳細については、当連合会ホームページ、または申込先の協会にお問い合わせ下さい。

連合会	☎ 029-225-8881	FAX.029-227-4507
水戸	☎ 029-233-6622	FAX.029-233-6626
日立	☎ 0294-23-3431	FAX.0294-23-3461
土浦	☎ 029-824-0324	FAX.029-824-0325
筑西	☎ 0296-24-2796	FAX.0296-24-9303
古河	☎ 0280-31-4176	FAX.0280-32-6116
太田	☎ 0294-72-3489	FAX.0294-73-2716
常総	☎ 0297-22-0949	FAX.0297-22-3537
龍ヶ崎	☎ 0297-62-7923	FAX.0297-64-1498
鹿島	☎ 0299-83-8440	FAX.0299-83-8478